

各都道府県障害福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

長期入所者等がマイナンバー通知カードを入所等先で受け取るに当たっての
居所情報の登録申請等について（情報提供）

本年10月5日以降、国民一人一人の住民票の住所に対し、12桁のマイナンバー（社会保障・税番号）を記した通知カードの送付が始まります。

これに伴い、総務省から各都道府県に対し、「やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者に対する通知カードの送付に係る事務処理要領」（平成27年7月27日総行住第78号総務省自治行政局住民制度課長通知）が発出されたところです。

その中で、障害者施設等への長期間の入所等が見込まれながら、入所等期間中は住民票上の住所（以下「住所地」という。）を障害者施設等に移しておらず、かつ、当該住所地に居住者が不在であるため、当該住所地において通知カードを受けとることができない方について、御本人や代理の方から住所地がある市区町村に対して入所先等の居所が登録された場合、入所先等での通知カードの受け取りが可能とされています。

この居所情報の登録に関する仕組みの概要は下記のとおりであり、本件について、当部障害福祉課から別紙の関係団体宛てに別添1の通知、当部精神・障害保健課から公益社団法人日本精神科病院協会宛てに別添2の通知を送付しておりますので、内容について御了知いただくとともに、管内の市町村、関係団体、障害者施設等への周知方お願いいたします。

記

1. 障害者施設等における居所情報登録の対象者

本年10月5日以降、長期間の入所等が見込まれながら、入所等期間中は住所地を障害者施設等に移しておらず、かつ、当該住所地に誰も居住していないため、住所地において通知カードの送付を受けることができない方

2. 入所者等による居所情報の登録申請の方法

入所者等において居所情報登録申請書（別添3）に必要事項を記載の上、本年8月24日（月）から9月25日（金）までに（持参又は必着）、申請書を本人確認書類等とともに、住民票のある市区町村（政令指定都市に住民票がある方は区役所）に郵送等していただく必要があります。

詳細は総務省のウェブサイトも併せてご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/08.html

3. 障害者施設等における居所情報登録申請書の確認等の方法

入所者等から居所情報登録申請書の確認等の依頼がありましたら、別添4のQ&A11に沿ってご確認・押印等をお願いいたします。

4. 障害者施設等における周知用のポスター・リーフレット

ポスター・リーフレットは以下のホームページから入手いただけます。

http://www.soumu.go.jp/main_content/000370650.pdf

※ 1枚目のみ印刷したものがポスターで、1・2枚を両面印刷したものがリーフレット（別添5）です。ダウンロード・印刷の上、必要に応じて適宜ご活用ください。

別添1の通知の送付先一覧

- ・公益財団法人日本知的障害者福祉協会
- ・社会福祉法人全国社会福祉協議会
- ・全国身体障害者施設協議会"
- ・社会福祉法人全国社会福祉協議会
- ・全国社会就労センター協議会"
- ・全国身体障害者更生施設協議会
- ・全国盲重複障害者福祉施設研究協議会
- ・全国手をつなぐ育成会連合会
- ・公益社団法人全国脊髄損傷者連合会
- ・特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク
- ・特定非営利活動法人 DPI 日本会議
- ・障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
- ・全国自立生活センター協議会
- ・社会福祉法人日本肢体不自由児協会
- ・社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会
- ・公益社団法人日本重症心身障害福祉協会
- ・全国肢体不自由児施設運営協議会
- ・全国盲ろう難聴児施設協議会
- ・全国児童発達支援協議会
- ・一般社団法人全国発達支援通園事業連絡協議会
- ・一般社団法人全国肢体不自由児・者父母の会連合会
- ・一般社団法人日本筋ジストロフィー協会
- ・一般社団法人日本自閉症協会
- ・社会福祉法人全国心身障害児福祉財団
- ・日本肢体不自由児療護施設連絡協議会
- ・発達障害者支援センター全国連絡協議会
- ・きょうされん
- ・公益財団法人日本ダウン症協会
- ・日本発達障害ネットワーク
- ・障害者相談支援事業全国連絡協議会
- ・特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会
- ・特定非営利活動法人日本セルフセンター
- ・特定非営利活動法人全国就業支援ネットワーク
- ・全国就労移行支援事業所連絡協議会